

王滝村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

おんたけスキー場施設管理条例の全部を改正する条例 説明資料

1. 改正理由

- 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）全部適用としているおんたけスキー場事業（公営企業観光施設事業）について、地方公営企業法の適用を外すため、所要の改正を行う。

2. 改正内容

（1）王滝村公営企業の設置等に関する条例

- ・第2条から「観光施設事業」を削除し、簡易水道事業（第1項）、下水道事業（第2項）に改める。
- ・第3条において、観光施設事業を削除するため、簡易水道事業、下水道事業においては地方公営企業法の「財務規定等」を適用する内容に改める。
- ・第4条において、観光施設事業施設に係る別表を削除する。

（2）おんたけスキー場施設管理条例

- ・王滝村公営企業の設置等に関する条例の改正に伴い、第2条にスキー場施設の管理運営について、指定管理者に行わせることができる規定、及び指定管理者に管理運営を行うことができる施設を別表（別表第1）により規定する。
- ・スキー場施設の使用料金を別表（別表第2及び第3）のとおり定める。

3. 施行期日

令和 8年 4月 1日